

ヤミ金、振り込め詐欺、架空請求、保証金詐欺の被害者の皆様へ

主として2001年～03年に猛威を振るった五菱会傘下のヤミ金融業者の犯罪収益29億円を被害者へ支給するための手続が始まりました。

過去にヤミ金被害に遭った方は、この手続を利用することにより、被害が回復できる可能性があります。詳しくは、検察庁のHPをご参照ください。

<http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/tokyo/oshirase/goryoukai/top.html>

また、五菱会傘下になかったヤミ金融業者による被害についても、本手続とは別途、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(通称・振り込め詐欺救済法)による救済を受けられる可能性があります。

下記のURLをご参照の上、被害金を振り込んだ口座が掲載されていないか、ご確認下さい。

<http://www.furikomesagi.dic.go.jp/>

振り込め詐欺、架空請求、保証金詐欺の被害に遭った方も、この手続を利用することにより、被害が回復できる可能性があります。

弁護士会は、無料の相談を開設し、被害救済に向けてサポートします。お気軽にお問い合わせください。

電話 058-265-0020